

私 債 権 放 棄 調 書 (総 括 表)

債 権 の 名 称 (担 当 部 署)	債 権 の 額	債 権 の 件 数	ページ番号
水道料金(上下水道部上水道課)	624,796 円	143 件	1
亀山市立医療センター使用料・手数料(医療センター病院総務課)	1,032,578 円	74 件	12
合 計	1,657,374 円	217 件	

債 権 放 棄 調 書

債 権 の 名 称 水道料金

担 当 部 署 上下水道部上水道課

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
1	1,665 円	令和3年3月31日	平成28年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
2	1,620 円	令和3年3月31日	平成28年 4月～平成28年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
3	1,080 円	令和3年3月31日	平成28年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
4	5,400 円	令和3年3月31日	平成28年 4月～平成28年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
5	6,450 円	令和3年3月31日	平成28年11月～平成29年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
6	4,545 円	令和3年3月31日	平成28年 7月～平成28年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
7	19,950 円	令和3年3月31日	平成21年 8月～平成22年 2月 平成22年11月～平成23年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
8	2,160 円	令和3年3月31日	平成28年 9月～平成28年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
9	1,080 円	令和3年3月31日	平成28年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
10	1,080 円	令和3年3月31日	平成28年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
11	1,080 円	令和3年3月31日	平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
12	9,720 円	令和3年3月31日	平成28年 6月～平成29年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
13	30,091 円	令和3年3月31日	平成28年 4 月～平成29年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
14	1,080 円	令和3年3月31日	平成28年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
15	2,000 円	令和3年3月31日	平成28年 6 月～平成28年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
16	1,080 円	令和3年3月31日	平成28年 9 月～平成28年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
17	8,400 円	令和3年3月31日	平成24年11 月～平成25年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
18	1,080 円	令和3年3月31日	平成28年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
19	1,365 円	令和3年3月31日	平成28年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
20	540 円	令和3年3月31日	平成28年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
21	5,400 円	令和3年3月31日	平成28年11 月～平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
22	4,320 円	令和3年3月31日	平成28年 4 月～平成28年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
23	2,160 円	令和3年3月31日	平成29年 2 月～平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
24	2,321 円	令和3年3月31日	平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
25	15,196 円	令和3年3月31日	平成28年 4 月～平成28年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
26	4,456 円	令和3年3月31日	平成29年 2 月～平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
27	1,080 円	令和3年3月31日	平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
28	6,480 円	令和3年3月31日	平成28年10 月～ 平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
29	1,620 円	令和3年3月31日	平成28年12 月・平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
30	4,320 円	令和3年3月31日	平成28年10 月～ 平成29年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
31	6,480 円	令和3年3月31日	平成28年 4 月～ 平成28年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
32	2,806 円	令和3年3月31日	平成28年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
33	3,240 円	令和3年3月31日	平成28年11月 平成29年 2月 ～平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
34	4,860 円	令和3年3月31日	平成28年 4 月～ 平成28年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
35	2,700 円	令和3年3月31日	平成28年 8 月～ 平成28年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
36	2,160 円	令和3年3月31日	平成29年 2 月～ 平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
37	3,780 円	令和3年3月31日	平成28年 8 月～ 平成28年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
38	4,860 円	令和3年3月31日	平成28年 6 月 平成28年 8 月～平成28年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
39	4,095 円	令和3年3月31日	平成28年11月 ～ 平成29年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
40	5,300 円	令和3年3月31日	平成28年 8 月～ 平成28年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
41	1,620 円	令和3年3月31日	平成28年 5 月～平成28年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
42	1,620 円	令和3年3月31日	平成28年 4 月～平成28年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
43	2,160 円	令和3年3月31日	平成28年 4 月～平成28年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
44	3,270 円	令和3年3月31日	平成28年 6 月～平成28年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
45	12,965 円	令和3年3月31日	平成28年 8 月～平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
46	4,860 円	令和3年3月31日	平成28年 4月～平成28年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
47	2,160 円	令和3年3月31日	平成29年 2 月～平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
48	1,080 円	令和3年3月31日	平成28年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
49	1,555 円	令和3年3月31日	平成29年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
50	4,415 円	令和3年3月31日	平成28年12 月～平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
51	205 円	令和3年3月31日	平成28年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
52	1,620 円	令和3年3月31日	平成28年12 月～平成29年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
53	2,612 円	令和3年3月31日	平成29年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
54	6,480 円	令和3年3月31日	平成28年 8 月～平成28年12月 平成29年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
55	48,465 円	令和3年3月31日	平成24年10月～平成24年11月 平成25年1月～平成25年12月 平成26年4月～平成26年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
56	1,080 円	令和3年3月31日	平成29年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
57	2,160 円	令和3年3月31日	平成29年 2月 ～ 平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
58	1,175 円	令和3年3月31日	平成28年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
59	1,555 円	令和3年3月31日	平成29年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
60	9,720 円	令和3年3月31日	平成28年 4 月～ 平成28年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
61	6,480 円	令和3年3月31日	平成28年 4 月～ 平成28年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
62	37,233 円	令和3年3月31日	平成28年 9 月～ 平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
63	6,700 円	令和3年3月31日	平成28年 4 月 平成28年11月～ 平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
64	1,690 円	令和3年3月31日	平成28年12 月～ 平成29年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
65	2,667 円	令和3年3月31日	平成28年 4月 ～ 平成28年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
66	2,825 円	令和3年3月31日	平成28年12月 ～ 平成29年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
67	1,650 円	令和3年3月31日	平成29年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
68	3,240 円	令和3年3月31日	平成28年10 月～ 平成28年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
69	7,560 円	令和3年3月31日	平成28年 9 月～平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
70	10,260 円	令和3年3月31日	平成28年 4 月～平成29年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
71	2,224 円	令和3年3月31日	平成28年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
72	1,080 円	令和3年3月31日	平成29年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
73	5,400 円	令和3年3月31日	平成28年 4 月～平成28年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
74	6,575 円	令和3年3月31日	平成28年10 月～平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
75	3,240 円	令和3年3月31日	平成28年 4 月～平成28年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
76	4,320 円	令和3年3月31日	平成28年 9 月～平成28年11 月 平成29年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
77	8,640 円	令和3年3月31日	平成28年 4 月～平成28年 7月 平成28年 9 月～平成28年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
78	2,160 円	令和3年3月31日	平成28年10 月・平成29年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
79	7,020 円	令和3年3月31日	平成28年 6 月～平成28年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
80	1,620 円	令和3年3月31日	平成28年 4 月～平成28年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
81	3,015 円	令和3年3月31日	平成29年 1 月・平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
82	2,160 円	令和3年3月31日	平成28年 4 月～平成28年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
83	4,700 円	令和3年3月31日	平成28年12月～平成29年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
84	6,300 円	令和3年3月31日	平成17年6月～平成17年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
85	3,348 円	令和3年3月31日	平成28年10月～平成28年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
86	1,840 円	令和3年3月31日	平成29年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
87	14,451 円	令和3年3月31日	平成28年9月 平成28年11月～平成29年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
88	3,402 円	令和3年3月31日	平成28年10月～平成28年11月 平成29年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
89	1,620 円	令和3年3月31日	平成28年4月～平成28年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
90	1,080 円	令和3年3月31日	平成29年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
91	3,240 円	令和3年3月31日	平成29年1月～平成29年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
92	1,080 円	令和3年3月31日	平成28年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
93	1,620 円	令和3年3月31日	平成28年7月～平成28年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
94	1,080 円	令和3年3月31日	平成29年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
95	1,080 円	令和3年3月31日	平成29年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
96	1,270 円	令和3年3月31日	平成28年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
97	1,080 円	令和3年3月31日	平成29年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
98	1,080 円	令和3年3月31日	平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
99	540 円	令和3年3月31日	平成29年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
100	2,160 円	令和3年3月31日	平成28年 6月～平成28年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
101	3,240 円	令和3年3月31日	平成29年 1月～平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
102	8,822 円	令和3年3月31日	平成28年 4月～平成28年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
103	2,730 円	令和3年3月31日	平成28年 4月～平成28年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
104	1,080 円	令和3年3月31日	平成28年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
105	1,080 円	令和3年3月31日	平成28年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
106	4,386 円	令和3年3月31日	平成28年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
107	10,188 円	令和3年3月31日	平成28年 8月 平成29年 2月～平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
108	4,881 円	令和3年3月31日	平成28年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
109	2,160 円	令和3年3月31日	平成28年 7月～平成28年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
110	1,080 円	令和3年3月31日	平成28年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
111	12,259 円	令和3年3月31日	平成28年 6 月～平成28年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
112	1,080 円	令和3年3月31日	平成28年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
113	1,080 円	令和3年3月31日	平成28年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
114	1,080 円	令和3年3月31日	平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
115	8,640 円	令和3年3月31日	平成28年 8 月～平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
116	2,160 円	令和3年3月31日	平成28年 4 月～平成28年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
117	540 円	令和3年3月31日	平成28年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
118	1,365 円	令和3年3月31日	平成29年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
119	7,400 円	令和3年3月31日	平成28年 8 月～平成29年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
120	1,460 円	令和3年3月31日	平成28年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
121	4,860 円	令和3年3月31日	平成28年11 月～平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
122	1,080 円	令和3年3月31日	平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
123	3,780 円	令和3年3月31日	平成28年12 月～平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
124	1,935 円	令和3年3月31日	平成28年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
125	2,160 円	令和3年3月31日	平成28年12月～平成29年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
126	1,365 円	令和3年3月31日	平成28年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
127	4,860 円	令和3年3月31日	平成28年7月～平成28年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
128	1,080 円	令和3年3月31日	平成28年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
129	1,080 円	令和3年3月31日	平成28年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
130	540 円	令和3年3月31日	平成28年7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
131	5,782 円	令和3年3月31日	平成28年7月～平成28年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
132	4,320 円	令和3年3月31日	平成28年11月～平成29年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
133	1,080 円	令和3年3月31日	平成29年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
134	1,080 円	令和3年3月31日	平成29年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
135	2,730 円	令和3年3月31日	平成28年5月～平成28年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
136	2,160 円	令和3年3月31日	平成29年1月・平成29年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
137	1,080 円	令和3年3月31日	平成28年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
138	6,827 円	令和3年3月31日	平成28年7月～平成28年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
139	7,080 円	令和3年3月31日	平成28年 4 月～平成28年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
140	3,099 円	令和3年3月31日	平成29年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
141	2,635 円	令和3年3月31日	平成28年11 月～平成28年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
142	4,000 円	令和3年3月31日	平成29年 1 月～平成29年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
143	4,865 円	令和3年3月31日	平成28年 6 月～平成28年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
計	624,796 円					

債 権 放 棄 調 書

債権の名称 亀山市立医療センター使用料・手数料
 担当部署 医療センター 病院総務課

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した理由等			
			債権発生日	事 由	備 考	
1	4,830円	令和3年3月31日	平成26年4月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
2	10,000円	令和3年3月31日	平成26年4月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
3	370円	令和3年3月31日	平成26年4月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
4	10,000円	令和3年3月31日	平成26年4月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
5	660円	令和3年3月31日	平成26年4月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
6	1,600円	令和3年3月31日	平成26年4月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
7	23,155円	令和3年3月31日	平成26年4月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
8	9,028円	令和3年3月31日	平成26年4月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	鈴鹿市民
9	17,080円	令和3年3月31日	平成26年4月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
10	170円	令和3年3月31日	平成26年5月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
11	10,000円	令和3年3月31日	平成26年5月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
12	10,000円	令和3年3月31日	平成26年5月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
13	2,660円	令和3年3月31日	平成26年5月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	県外
14	6,933円	令和3年3月31日	平成26年5月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	鈴鹿市民
15	4,666円	令和3年3月31日	平成26年5月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
16	10,000円	令和3年3月31日	平成26年6月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
17	10,000円	令和3年3月31日	平成26年6月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
18	5,200円	令和3年3月31日	平成26年6月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
19	750円	令和3年3月31日	平成26年6月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
20	4,100円	令和3年3月31日	平成26年6月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
21	7,080円	令和3年3月31日	平成26年6月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
22	3,980円	令和3年3月31日	平成26年6月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	名張市民
23	180円	令和3年3月31日	平成26年6月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
24	9,720円	令和3年3月31日	平成26年6月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
25	17,344円	令和3年3月31日	平成26年7月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
26	10,000円	令和3年3月31日	平成26年7月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
27	1,870円	令和3年3月31日	平成26年7月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
28	28,814円	令和3年3月31日	平成26年7月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	鈴鹿市民
29	2,620円	令和3年3月31日	平成26年7月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
30	10,000円	令和3年3月31日	平成26年7月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
31	17,344円	令和3年3月31日	平成26年7月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
32	3,160円	令和3年3月31日	平成26年7月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
33	6,944円	令和3年3月31日	平成26年7月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
34	1,560円	令和3年3月31日	平成26年8月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
35	97,558円	令和3年3月31日	平成26年8月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
36	87,058円	令和3年3月31日	平成26年8月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
37	45,470円	令和3年3月31日	平成26年8月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	松阪市民
38	10,000円	令和3年3月31日	平成26年8月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
39	10,000円	令和3年3月31日	平成26年8月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
40	250円	令和3年3月31日	平成26年8月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
41	850円	令和3年3月31日	平成26年8月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
42	2,538円	令和3年3月31日	平成26年8月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
43	10,000円	令和3年3月31日	平成26年9月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
44	16,621円	令和3年3月31日	平成26年9月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
45	10,000円	令和3年3月31日	平成26年9月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
46	13,200円	令和3年3月31日	平成26年9月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
47	9,622円	令和3年3月31日	平成26年9月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	鈴鹿市民
48	660円	令和3年3月31日	平成26年9月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
49	10,368円	令和3年3月31日	平成26年9月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	鈴鹿市民
50	6,480円	令和3年3月31日	平成26年10月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
51	10,000円	令和3年3月31日	平成26年10月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
52	10,368円	令和3年3月31日	平成26年10月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	津市民
53	8,488円	令和3年3月31日	平成26年10月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	伊賀市民
54	3,177円	令和3年3月31日	平成26年10月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	鈴鹿市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
55	17,190円	令和3年3月31日	平成26年11月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	鈴鹿市民
56	52,620円	令和3年3月31日	平成26年11月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
57	10,000円	令和3年3月31日	平成26年11月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
58	1,350円	令和3年3月31日	平成26年11月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
59	10,000円	令和3年3月31日	平成26年11月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
60	410円	令和3年3月31日	平成26年12月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
61	53,580円	令和3年3月31日	平成26年12月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	県外
62	10,000円	令和3年3月31日	平成27年1月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
63	860円	令和3年3月31日	平成27年1月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
64	3,230円	令和3年3月31日	平成27年1月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
65	130円	令和3年3月31日	平成27年1月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	県外
66	8,900円	令和3年3月31日	平成27年1月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	県外
67	2,600円	令和3年3月31日	平成27年1月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	津市民
68	10,000円	令和3年3月31日	平成27年2月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
69	22,042円	令和3年3月31日	平成27年2月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
70	8,270円	令和3年3月31日	平成27年2月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	津市民
71	1,810円	令和3年3月31日	平成27年2月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
72	32,260円	令和3年3月31日	平成27年3月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
73	152,800円	令和3年3月31日	平成27年3月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
74	10,000円	令和3年3月31日	平成27年3月	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	債務者	亀山市民
計	1,032,578 円					